

令和6年度

開業支援事業 募集要項

-店舗改装補助・家賃補助-

一般社団法人 たく21

### 募集店舗

多久市内に居住する人々の日常の買い物や賑わい創出に貢献できるような店舗、業種で一般社団法人たく21（以下「たく21」といいます。）が特に必要と認めた店舗等を募集します。

※具体的な例：衣料品店、食料品店、日用品店、飲食店、趣味の店、専門店、雑貨店、アトリエ等

### お申込み方法

申請書類を「一般社団法人たく21」の窓口までご持参ください。募集要項・申請書類は、多久市まちづくり交流センター「あいぱれっと」のホームページよりダウンロードできます。

### 出店場所

多久市中心市街地エリアの空き店舗等。＊別紙1参照

※自宅または現在営業されている店舗の改装等は対象外となります。

※「空き店舗等」とは、元の店舗が閉鎖し、その後入居営業する者が決まっていない状態、又は所有者が営業を続けるつもりがなく閉鎖したままの状態の店舗（商業施設等に入居するテナントを除く。）若しくは居住その他の使用がなされていないことが常態である空き家

### 募集期限

随時募集中

＊予算に到達した場合は応募締め切りとなりますので、ご了承ください。

### 補助対象経費

店舗改装費

※開店に必要な改装費（内装、外装、空調、水回り設備等）とします。ただし、備品、什器や材料の購入は含みません。

### 補助額

50万円以内を限度とします。

### 選定方法

一次審査にて書類選考、二次審査にて出店者審査会を行います。

選考委員 一般社団法人たく21

### お問合せ先

一般社団法人たく21

TEL 0952-20-2203 FAX 0952-20-2204 HP <http://www.aiparet.com>

# 1 本事業の概要

## (1) 趣旨

多久市は佐賀県の中心に位置し高速道路のICもあり、利便性の高い地域です。しかしながら、消費者の行動範囲の拡大、大規模商業施設の立地緩和等を主要因として、大型商業施設が郊外に展開し、市内の個人店舗については、売上げの減少や後継者不在のため閉店せざるを得ない状況となり商店街の空洞化が進んでいます。

一般社団法人たく21では、街なかに賑わいを創出し活性化の向上を図るため、街なかの魅力を情報誌や『あいぱれっと』ホームページ等で市内外に発信し、出店意欲旺盛で起業を検討している方に開業支援を行う開業支援事業（以下「本事業」という。）に取り組んでいます。

本事業の実施により、多久市の活性化に資し、賑わいを取り戻す一助となればと考えています。

## (2) 支援内容

支援内容等は次のとおりです。ただし、2年以上出店継続可能な方を想定しています。

### ①支援額

本事業の対象となる空き店舗等に出店するときの店舗改装費及び賃借料を下記のとおり補助します。

#### 【補助対象経費】

##### 1) 店舗改装費

※開店に必要な工事費（内装、外装、空調、水回り設備等）とします。ただし、備品、什器や機材の購入費等は対象となりません。

○店舗改装限度額：50万円以内を限度とします。

##### 2) 賃借料

※補助対象になるのは、賃料と共益費のみになります。

○家賃補助額：月額1/2補助。年間50万円以内（1ヶ月につき、約4万円）を限度とします（2年間）

※千円未満の端数が生じた時は、その端数は切り捨てるものとします。

※もし不正が発覚した場合、全額返金になる可能性があります。

### ②募集対象エリア

本事業の募集対象地域は、多久市中心市街地エリアとします。\*別紙1参照

## (3) 募集店舗

多久市内の賑わい創出に貢献できるような店舗を募集します。

①多久市内に居住する人々の日常の買い物ニーズにあった店舗等

②郊外のショッピングセンターには無いような特徴のある物販やサービスを行う店舗等

# 2 応募資格

本事業の募集対象エリアの空き店舗等を活用し、当法人が指定する日までに、開業できる店舗とします。

但し、次に掲げるものを除きます。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 成年被後見人、被保佐人、若しくは被補助人又は破産者で復権を得ていない者
- (3) 団体の役員等に破産者又は禁錮刑以上の刑に処せられている者がいる者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及び代表者等（非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者。）が、それらの利益となる活動を行う者
- (5) 破産法、会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている者
- (6) 法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税を滞納している者
- (7) 出店しようとする空き店舗等の所有者の3親等以内の親族である者
- (8) 市外に本店があるフランチャイズチェーン店を出店しようとする者
- (9) 市内の既存店舗を閉店し、新たに店出しようとする者

### 3 応募の手続き

#### (1) 申請書の配布等

○本事業の募集要項等は、当法人の窓口で配布します。

○また、多久市まちづくり交流センター「あいぱれっと」のホームページ (<http://www.aiparet.com/>) からダウンロードすることもできます。

#### (2) 申請書の提出

##### ①提出書類

本事業の申請をしようとする者は、次の書類を提出してください。

ア 補助金交付申請書

イ 事業（出店）計画書

ウ 必要資金の調達計画書

エ 販売計画書

オ 誓約書

カ 添付書類

（法人の場合）

・会社概要

・定款及び法人登記事項証明書

（個人の場合）

・経営者の略歴（履歴書）

・住民票

（共通）

・前年分の税務申告書の写し

- ・前年分の市税納税証明書（国保税を含む）や滞納がないことを証明できるもの（多久市外の場合は現住所地市町村のもの）
- ※住民票、法人登記事項証明書及び市税納税証明書においては、いずれも3ヶ月以内に発行したもの
- ・店舗の賃貸借契約書の写し又は仮契約書の写し等（原本を持参のこと）
- ・店舗改装工事費の見積書（工事内訳金額がわかるもの）
- ※ 施工業者は原則多久市内の業者とします。
- ・店舗見取図
- ・店舗経営に当たって必要となる官公署の許認可、資格等の書類の写し（原本を持参のこと）
- ・賃貸契約書（家賃、家主の情報がわかるもの） **※家賃補助を利用する場合のみ必要**

## ②提出先

〒846-0002

佐賀県多久市北多久町大字小侍 5769 番地

多久市まちづくり交流センター「あいばれっと」内

一般社団法人たく21

## ③提出方法

- 申請書は、午前9時から午後5時までに上記②の提出先まで持参してください。
- ファックス、郵送、電子メール等の持参でない方法による提出は受け付けられません。
- 提出された申請書は、個人情報と認められる部分を除き、公開される場合があります。また、返却はいたしません。

## ④提出部数

- 申請書は、A4サイズで、原本1部と写し1部の合計2部とします。
- なお、写しの1部については、審査に必要な複写用の原本として使用しますので、綴じないでください。

## 4 事業者（出店者）の選定

### （1）選考方法

事業者（出店者）の選定は、一次審査として、書類選考を行い、二次審査としてプレゼンテーションによる審査会を行い、その後出店者候補者を決定します。

### （2）書類選考及び審査会に当たっての審査基準

別紙2のとおり。

### （3）審査会

出店者審査会は、一般社団法人たく21にて審査を行います。審査会は応募があり次第随時行います。なお、審査会の内容等に関する問い合わせには応じません。

#### (4) 審査結果

審査結果は、速やかに申請者全員に書面にて通知します。

### 5 補助金候補者決定後の手続き

#### (1) 補助金交付決定

決定者から適正な補助金交付申請がなされた場合、審査後、事業者（出店者）として補助金交付決定を行い、補助金交付決定通知書を交付します。

#### (2) 補助事業完了実績報告書

出店者は補助事業完了実績報告書を店舗改装工事完了の日から10日以内に当法人に提出してください。

提出書類

- ア 補助事業完了実績報告書
- イ 店舗改装工事の施工写真（施工前、施工中及び施工後がわかるもの）
- ウ 工事請負契約書
- エ 工事請負代金の内訳書及び請求書・領収書
- オ その他、当法人が提出を指示したもの

#### (3) 検査

補助事業完了実績報告書提出後、店舗改装工事に係る補助対象経費の検査を出店者、工事請負業者及びたく21の3者立会いで実施し、申請書どおり工事が完了したかどうかの検査を行います。

そのときに、補助金交付申請書との相違が認められたときには、補助金の額が減額される場合があります。

営業開始

出店者は、検査後でなければ営業を開始することはできません。ただし本事業における補助金交付決定等一切の権利を放棄した場合は除きます。

#### (4) 補助金の額の確定

検査後、当法人は出店者に補助金の額の確定通知書を交付します。

#### (5) 補助金の請求及び支払い

当法人は補助金の額の確定通知後、事業者（出店者）から請求書の提出を受けます。その後、当該請求書の提出があった日から30日以内に、事業者（出店者）に補助金を支払います。

## 6 添付資料

申請書様式（別添1）

## 7 問い合わせ先

〒846-0002

佐賀県多久市北多久町大字小侍 5769 多久市まちづくり交流センター「あいぱれっと」内  
一般社団法人たく21 （担当者：竹内、光武）

TEL : 0952-20-2203 FAX : 0952-20-2204 E-mail : [info@aiparet.com](mailto:info@aiparet.com)

## 多久市中心市街地エリア





## 審査基準表

選定項目	審査項目	配点
経営者	(1)店舗経営に関する必要な知識を有するなど、適性があるか。	10
	(2)申請業種に関する知識・技術を有するなど、適性があるか。	10
	(3)経営に対する意欲はあるか。また、資質はあるか。	10
店舗	(1) 事業計画は適切か。	10
	(2) 資金計画は現実的であり、適切か。	10
	(3) 将来性が見込める店舗か。	10
	(4) 顧客の絞込み及び顧客ニーズに対応しているか。	10
	(5) 出店場所と申請店舗の関係は適切か。	10
	(6) 申請店舗に集客力があるか。	10
	(7)周辺店舗に賑わいを創出させる波及効果があるか。	10

<出店候補者の条件>

※選定条件の最低点数は、平均60点以上とします  
(審査委員の最高点と最低点を除く他名の平均点)